

県内で採取した水道原水と水道水中の放射性物質の検査結果について（第 1173 報）

県内の水道事業者等が実施した水道原水と水道水の検査結果は以下のとおりでした。

○ 水道原水（河川水、地下水等）

（単位：Bq/kg）

実施主体	採水地点	採水日	検査 機関 ※2	今回の測定値		
				放射性セシウム		放射性ヨウ素
				セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131
長岡市	妙見浄水場（信濃川中流）	10 月 14 日	B	検出されず (0.61 未満)	検出されず (0.74 未満)	検出されず (0.68 未満)

○ 水道水

（単位：Bq/kg）

実施主体	採水地点（水道水の取水地点）	採水日	検査 機関 ※2	今回の測定値		
				放射性セシウム		放射性ヨウ素
				セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131
長岡市	妙見浄水場（信濃川中流）	10 月 14 日	B	検出されず (0.62 未満)	検出されず (0.76 未満)	検出されず (0.63 未満)
村上市	高根浄水場（高根川）	10 月 14 日	A	検出されず (0.50 未満)	検出されず (0.57 未満)	検出されず (0.49 未満)
新潟県	新潟市西区曾和 放射線監視センター（信濃川下流）	10 月 15 日	H	検出されず (0.66 未満)	検出されず (0.52 未満)	検出されず (0.53 未満)
食品衛生法の規格基準（飲料水）				10	—※3	

注 カッコ内の数値（「○未満」の○）は検出限界値※1です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が○Bq/kg の測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※1 検出限界値とは、測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

※2 検査機関…A：一般財団法人新潟県環境衛生研究所、B：一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所、C：一般財団法人上越環境科学センター、D：一般社団法人県央研究所、E：株式会社江東微生物研究所、F：株式会社新環境分析センター、G：新潟県保健環境科学研究所、H：新潟県放射線監視センター新潟分室、I：株式会社理研分析センター

※3 放射性ヨウ素の基準は設定されていません

【測定の単位について】

Bq（ベクレル）は放射線を出す能力を表す単位のことです。例えば、ある放射性物質に「1 ベクレルの放射能がある。」と言った場合、その放射性物質は1秒間に1回原子が壊れて放射線を出すことを表しています。

本件についてのお問い合わせ先

 新潟県福祉保健部生活衛生課 電話：025-280-5208
 内線：2677